

第 11 回 新成長戦略実現会議 議事要旨

---

1 日時： 平成 23 年 7 月 11 日（月） 17:30～19:00

2 場所： 官邸 4 階大会議室

3. 出席者：

|     |        |                 |
|-----|--------|-----------------|
| 議長  | 菅 直人   | 内閣総理大臣          |
| 副議長 | 枝野 幸男  | 内閣官房長官          |
| 副議長 | 玄葉 光一郎 | 国家戦略担当大臣        |
| 副議長 | 海江田 万里 | 経済産業大臣          |
| 副議長 | 与謝野 馨  | 内閣府特命担当大臣       |
|     | 片山 善博  | 地域活性化担当大臣       |
|     | 伊藤 元重  | 東京大学大学院経済学研究科教授 |
|     | 岡村 正   | 日本商工会議所会頭       |
|     | 河野 栄子  | D I C 株式会社社外取締役 |
|     | 古賀 伸明  | 日本労働組合総連合会会長    |
|     | 小宮山 宏  | 三菱総合研究所理事長      |
|     | 白川 方明  | 日本銀行総裁          |
|     | 清家 篤   | 慶応義塾塾長          |
|     | 長谷川 閑史 | 経済同友会代表幹事       |
|     | 仙谷 由人  | 内閣官房副長官         |
|     | 福山 哲郎  | 内閣官房副長官         |
|     | 瀧野 欣彌  | 内閣官房副長官         |
|     | 山口 壯   | 内閣府副大臣          |
|     | 池口 修次  | 国土交通副大臣         |
|     | 小宮山 洋子 | 厚生労働副大臣         |
|     | 五十嵐 文彦 | 財務副大臣           |
|     | 阿久津 幸彦 | 内閣府大臣政務官        |
|     | 和田 隆志  | 内閣府大臣政務官        |

4. 議題： 1. 成長型長寿社会・地域再生の実現に向けて

---

（玄葉国家戦略担当大臣）

定刻となりましたので、ただいまから、第 11 回新成長戦略実現会議を開会いたします。

今回は、空洞化・海外市場開拓戦略について御議論いただきました。本日は、新成長戦略実現会議の 3 つ目のテーマである成長型長寿社会と地域再生について御議論いただきたいと思います。このため、片山地域活性化担当大臣、小宮山厚生労働副大臣、池口国土交通副大臣にも御出席いただいております。

また、国家戦略担当の内閣府副大臣として、山口副大臣が就任いたしましたので、今回より出席いたしております。

年初の会合でも御議論いただきましたが、少子高齢化・人口減少への対応や、地域からの成長を生み出すモデルの構築が、今後の成長戦略にとって重要な課題となります。このため、改めて成長型長寿社会・地域再生の実現に向けて検討を進めたいと考えております。

本日の議事の進め方ですが、まず「成長型長寿社会・地域再生の実現に向けた課題と対応」について、概略の説明を山口副大臣から御説明いただきます。続いて、関係分野における取組みについて、それぞれ御説明いただきます。最後に「人口減少社会の地域づくり・まちづくり」について、山口副大臣から御紹介いただきます。

（山口内閣府副大臣）

私から、まず「成長型長寿社会・地域再生の実現に向けた課題と対応」について、概略を説明させていただきます。

資料 1 の上段ですけれども、我が国は、既に右肩下がりの人口減少時代に突入しています。高齢化率は、2055 年には 2005 年の 2 倍の 40% を超える予測になっています。長寿化・人口減少は、経済の活力、人々の暮らし、産業や都市などの社会構造など、様々な観点から影響を与えており、これを大きく 3 つにまとめた上で、今後の課題と対応の方向性を整理させていただきました。

最初に、一番左の欄ですけれども、1 つ目の課題として、労働力人口の減少と雇用形態の多様化を挙げさせていただきました。

まず、若者、女性、高齢者など、働くことができる方にはできる限り就労を促進し、各々の労働者が能力をフル発揮できる環境を整えていく必要があります。特に、若者は社会を担う中核でありますけれども、厳しい就職環境にあり、非正規雇用も多いことから、職業訓練と組み合わせた個別支援の充実等により安定雇用に結び付けていく必要があります。一方、高齢者は、就労意欲も高いことから、65 歳までの継続雇用の確保や地域で働ける場の拡大等を通じて、高齢者の能力を十分に発揮できるようにしていく必要があります。更に、非正規雇用が増加し、職業キャリア形成の不足や生活基盤が確立できないことへの影響が懸念されております。このため、雇用の安定と質

の向上を総合的に図る必要があります。更に、グローバル人材を含めた多様な人材を育成していく必要があります。

次に、中央の産業の欄をご覧ください。2つ目の課題として、人口構造の変化・需要の変化を挙げさせていただきました。高齢者の増加といった人口構造の変化に伴う医療・介護等へのニーズへの対応や、産業・市場構造の転換を図ることが重要となっています。長寿社会への貢献という観点からは、まず、医療イノベーションの促進に努めることが重要です。また、ITを活用した医療・介護等の新サービスの創出や、シルバー・イノベーションといった高齢者向けの商品・サービスの開発などによる新たな需要の喚起が重要となっております。

次に、右の欄で、地域です。3つ目の課題として、この長寿化・人口減少によるまちや集落の縮小など、地域空間の変化・地域活力の衰退を挙げています。国として、まず、創意工夫を生かした地域再生の動きを点から面へ広げ、日本全体の大きなうねりとすべく、地域からの創意とそのネットワーク化を支えるワンストップの支援体制を整えて、ファイナンスを含む幅広い支援ツールの整備を図ることが重要です。同時に、東日本大震災の被災地域の復興が日本再生の先駆例となるよう、コンパクトシティや地域包括ケアなど、思い切った取組みを進める必要があります。そして、そのような地域の自主的な取組みを総合的に支援し促進するため、新たに導入した総合特区制度の活用や、検証時期を迎えている地域再生制度の見直し等を推進することが必要です。加えて、今般の大震災では、人と人との絆や地域のコミュニティ、津波防災や国家危機管理的な観点からの地域づくり等の重要性が改めて認識されたところであり、これに的確に対応していく必要があります。

(小宮山厚生労働副大臣)

お手元の細川厚生労働大臣名の資料に基づきまして、成長型長寿社会・地域再生のうち、就労促進と地域包括ケアについて、代理で説明をさせていただきます。

まず、1 ページ目の「成長型長寿社会に向けた就労促進の基本的考え方」ですが、日本では、少子高齢化に伴いまして、今後 10 年間で就業者がおよそ 400 万人減少することが見込まれています。また、非正規労働者が雇用者の 3 分の 1 を超えていまして、低賃金・不安定雇用といった問題が生じています。成長型長寿社会を実現するためには、就労を促進することで、一人ひとりが積極的に労働市場に参加し、その能力が最大限に発揮され、付加価値を生み出して、成長を実現するというモデルを構築することが必要です。

2 ページ目の「就業者数、就業率の見通し」です。新成長戦略では、現在、およそ 75% の就業率を、2020 年には 80% まで引き上げることを目標として、これによって就業者数を維持することを目指しています。

3 ページ目の「施策の方向性①『全員参加型社会の実現』」です。成長型長寿社会

を目指して、2つの柱に基づいて政策を推進していきたいと考えています。1つ目の柱は全員参加型社会の実現です。労働力の減少をはね返すため、若者、女性、高齢者、障害者など、あらゆる人が就業意欲を実現できる社会を構築する必要があります。具体的には、ジョブ・カードの活用等による若者の安定的雇用の確保、民間機関の職業訓練の実施による成長分野の人材育成。そして、男女の均等度合いを企業の労使で把握して、女性の活躍推進のためのポジティブ・アクションにつなげるためのシステムづくり、また、子ども・子育て新システムの制度実施による女性の就業率のM字カーブの解消。3つ目に、超高齢社会に適合した雇用法制の検討など、年齢にかかわらず働き続けることができる社会づくり。そして、4つ目に、障害特性、就労形態に応じたきめ細かな支援策の充実・強化など、福祉から就労への移行等による障害者の雇用促進。こうしたことを進めてまいります。

なお、ここには書いてございませんが、東日本大震災からの復興に向けて、産業施策と一体になった雇用面からの支援が必要で、関係省庁の推進会議の、私が座長をしております、「日本はひとつ」しごとプロジェクトを推進しております。これまで復旧の取組みをお示ししてまいりましたが、復興におきましても各産業を所管する省庁と連携して、地域の経済や雇用に波及的効果が見込める事業をモデル的に支援することによって、雇用創出につなげる取組みを検討していきたいと思っております。

4 ページ目です。「施策の方向性②『ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現』」です。2つ目の柱はディーセント・ワークの実現で、これは、働きがいのある人間らしい仕事を意味しています。人々の就労を促進するためには、働くことが報われる社会を構築する必要があります。

具体的には、非正規労働者が、できる限り正規労働者にステップアップできるよう支援するとともに、雇用形態にかかわらず公正な処遇の下で働けるようにすること。労働者の健康や安全を脅かすような職場環境を改善して、安心して働けるようにすることに取り組んでまいります。

5 ページ目です。地域包括ケアの「医療・介護の提供体制の将来像の例」です。今後、高齢化が急速に進むとともに、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯が増加します。こうした中、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護、予防、住まい、生活支援が日常生活圏内で一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現に向け、在宅医療や居宅介護サービスの拡充等の施策を推進していきます。おおむね、小・中学校区レベルで日常的な医療・介護サービスを提供することに併せ、人口20万～30万人レベルでは地域の基幹病院機能、都道府県レベルでは救命救急や、がんなどの高度医療の提供体制を整備していきます。

6 ページ目ですが、介護保険法等の一部を改正する法案の概要をここに御説明してあります。今国会で成立しました介護保険法等の一部改正で、24時間対応の定期巡回・随時対応サービスを創設するなど、地域包括ケアの実現に向けた改正を盛り込んでい

ます。地域包括ケアについては、6月30日の社会保障・税一体改革成案でも、医療・介護分野の改革項目の柱に位置づけられています。厚生労働省としましては、成案に示された工程に従って、着実に改革を進めていきます。

また、前日とりまとめられた復興構想会議の提言で、地域包括ケアを中心に据えた体制整備を行うことや、人口減少が進んでいた被災地域での取組みが、生涯現役社会や世代を超えた交流の実現に向けて先駆的なモデルとなるべき等の視点が盛り込まれています。こうした取組みを通じて、高齢者が地域で安心して生活する基盤を確保するとともに、雇用の場も創造されていくと考えています。

最後に、医療イノベーションの推進については、後ほど仙谷副長官から御説明があるかと思いますが、厚生労働省としましても、今後、関係省庁と連携しながら、日本発の革新的な医薬品・医療機器の開発と実用化の促進に向けて、しっかり取り組んでいきたいと考えています。

(仙谷内閣官房副長官)

資料3をご覧ください。内閣官房医療イノベーション推進室の資料でございます。

資料の10ページ目に、医療イノベーション会議の構成員、あるいは開催実績等々が記載されていると思いますが、内閣官房の中で、この医療イノベーション会議を開催し、具体的に何をやるかということ立案しているところでございます。そこで、先月は第2回医療イノベーション会議を開催いたしまして、医療イノベーション推進の基本的方針について合意をいただいたところであります。本日は今後の取組みを中心に、簡単に御説明を申し上げます。

まず、2ページ目をご覧くださいと、医療ニーズの状況。左の図のように、高齢化に伴って、がん・認知症などの病気が更に増加することが確実な状況でございます。

3ページ目にお移りください。一方、日本の製薬産業の状況に目を向けますと、日本ではこれらの病気に対する画期的な新薬が生まれていないと言っても過言ではありません。このため、3ページ左の図のように、医薬品の輸入超過額が急拡大しているところでございます。更に、右の図にございますように、日本企業の既存の大型薬品の半数以上が過去3年間で特許切れということになりつつあるようでございます。

4ページ目にまいります。この医療イノベーションの阻害要因といたしましては、日本が創薬手法の変化、基礎研究の成果を実用化へつなぐシステム、臨床試験や規制当局の体制づくり等で世界に大きく立ち遅れてしまったということが挙げられるのではないかと考えております。したがって、国・政府の支援も、有望技術や共通基盤など、医療イノベーションにつながるものを選別し、政策資源を重点的に投入していくことが重要・必要だと考えているところでございます。

5ページ目にまいります。以上を基本的考え方として整理いたしますと、日本での

研究開発を促す環境づくりを進める。更に、死の谷を克服し、日本の優れた基礎研究を実用化につなげる仕組みをつくる。3番目といたしまして、次世代医療に向けて国際的に通用する共通基盤を整備するといった3つのアクションが是非とも必要でございます。

その際の方法論として、特に規制・制度改革と財政支援の一体的な実施。2番目に、共通基盤の集約化・大規模化。3番目に、抜本的なシステム改革と併せて、短期で成功事例をつくることが重要でございます。

6ページ目に行ってください。以下は、その具体例を示したものです。例えば、日本で研究開発投資を行うと判断できる環境整備を進めるために、1つ目として、国際的競争力を高めるための臨床試験の高度化・大規模化とともに、2つ目として、国民に先進的な医療を円滑に提供する意識を強く持って、財政支援と制度改革を一体で講じていくことが重要であると考えております。

7ページ目に入ります。日本では、基礎研究段階の有望技術をスクリーニングし、国レベルで実用化へつなげていく機能が未整備のために、日の丸印の医薬品・医療機器がなかなか生まれないわけでございます。これを整備していくことが重要でございます。

8ページ目で、右下の図のように、我が国が欧米に大きく立ち遅れている次世代医療、個別化医療の推進に必要な共通基盤を、国際的に通用するレベルに整備する必要があります。

最後に9ページ目に入っていただきまして、大震災を受け、復興に向けて直ちにに取り組む課題として、先進的な強い医療システムの構築につながり、かつ、災害に強い医療システムを見据えた取組みが重要と考えております。

まとめでございますが、医療産業は21世紀の基幹産業であるということをまず確認すること。そして、医療イノベーションの推進は、長寿社会における我が国の成長にとって不可欠な構成要素であるということでございます。また、社会保障・税の一体改革においても重要な課題の1つとなっております。この新成長戦略実現会議とも密接に連携しつつ、政府一体となって、その推進に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

なお、付言しますと、ここの9ページ目に、東北大学等の拠点病院がバイオバンクを整備するということを大変積極的に、今度の震災を機にして手を挙げていただいております。この震災復興の1つの目玉としても、この東北大学を中核とするバイオバンクをつくれないうか。とりわけ、東北地方のコミュニティや家族関係の絆ということを考えれば、今、この東北大学が構想されているバイオバンク構想というのは大変有意義で、これを核とした医療イノベーションの産業のインキュベーターになれると私は考えておりまして、是非、皆さん方にも御理解をいただきたいと考えております。

(片山地域活性化担当大臣)

お手元の資料5を見てください。これは、先ほど山口副大臣から御説明のありました、地域の自主的取組みの促進の一環で、地域の創意を引き出して、これを総合的に政府として支援する仕組みであります。

1 ページは、総合特区制度です。これは構想の段階でお話ししておりましたけれども、先般、この総合特区法が成立いたしましたので、実定法に基づいて、この具体化を進めてまいることになります。内容としては2つのパターンがありまして、国際戦略総合特区という仕組みと地域活性化総合特区という仕組みがあります。

内容は、規制・制度の特例措置が中心になります。これは、特区に該当するところによって、どういう規制・制度の特例が必要かということが違ってきますので、真ん中辺りに※で書いていますが、特例措置・支援措置は国と地方の協議会というものを設けるつもりです。ここでの協議を踏まえて、言わばオーダーメードで、これから制度設計をしていくことになります。あと、税制上や財政上、金融上の特例措置も随時用意することになります。

2 ページですが、既に全国でどういう構想があるかを調査しておりまして、これによりますと、グリーン・イノベーションやライフ・イノベーション、アジア拠点化国際物流、観光立国・地域活性化でも農林水産業を中心にしてというものまで数多く出ておりまして、これから選定することになります。これが総合特区です。

3 ページは「環境未来都市」構想で、これは既に新成長戦略に基づいて、限られた数の特定の都市・地域において、成功事例を創出するという事を眼目としておりまして、それに対応して、政府を挙げて関連予算の集中や規制改革、税制の特例等で支援をしていこうということでもあります。この中間とりまとめの中で示されましたポイントを念頭に置きながら、今後、具体化を進めてまいりたいと思います。

4 ページは都市再生ですが、これは地震前ですけれども、都市再生基本方針の改定を行いました。それから、地震後ですけれども、都市再生特別措置法の一部を改正する法律が成立いたしましたので、特定都市再生緊急整備地域制度の創設などが決まったところであり、これに基づいて、この仕組みの推進をしていきます。また、「東日本大震災から得られる教訓を踏まえた都市再生基本方針の改正について」ということで、今、別途、検討しております。その検討結果を踏まえて、都市再生基本方針のさらなる見直しを行いたいと考えているところであります。

最後のページは、スケジュールであります。

(池口国土交通副大臣)

資料6「東日本大震災を踏まえた地域再生の課題」ということで、当省からの説明をさせていただきます。

1 ページですが、国民の命と暮らしを守ることが政治・行政の最も基本的な使命であります。過去、激甚な災害に見舞われるたびに、その後の地域づくり・まちづくりへ経験を生かしてきました。まず、関東大震災では、火災によって多くの人命が失われました。それで、その後の都市の不燃化が進められたということでございます。

2 ページ目でございます。阪神・淡路大震災では、住宅・建築物の倒壊によって多くの人命が失われたことを踏まえ、その後、耐震化が大きく前進しました。また、倒壊した家屋の下敷きになった人たちの多くが近隣の市民によって助け出されたということから、コミュニティの防災力、共助の重要性も認識されました。

3 ページ目でございます。東日本大震災では、津波により多くの人命が失われました。これを踏まえて、今後は津波災害に強いまちづくりを進める必要があると考えております。

4 ページ目でございます。国土交通省では、7月6日に社会資本整備審議会・交通政策審議会計画部会から大臣に手渡されました緊急提言を踏まえ、これまでの防波堤・防潮堤等による一線防御から、盛土構築物による津波防護、避難場所の整備、適切な土地利用誘導等、ハード・ソフトの施策を総動員させる多重防御を目指した、津波防災まちづくりを目標とした法制度を検討しておるところでございます。

5 ページですが、今回の震災では津波以外に、今後の地域づくり・まちづくりに関して3つの教訓が得られたと考えております。1つは、避難所などへの支援物資や燃料の輸送等、物流に大きな支障が出ました。2点目には、がれき処理や仮設住宅の建設について、必要な用地の確保が難航した事例が多く見られました。3点目ですが、首都圏など大都市において帰宅困難が見られました。

6 ページでございますが、欧米では2001年の9.11テロ以降、多くの企業や官庁で、危機発生時を想定した事前の業務継続計画が定められるようになり、我が国でもそれらの取組みが進んでおります。今後は企業や官庁だけではなく、地域づくり・まちづくりにおいても、BCP的な発想で事前の備えを計画的に行っていくことが重要であります。今回の震災の教訓を踏まえて、東京都23区における仮設住宅の建設用地を事前に確保する取組みや、埼玉県三芳町における災害廃棄物の仮置き場を事前に確保する取組み等のように、事前に備えをすることが重要でございます。また、支援物流システムについても、災害時に確実に被災者のもとに物資が届くシステムが必要であります。このため、関係者が災害時の物流のあり方を協議しておき、その成果を各地域の防災計画等に反映することによって、支援物資物流システムを構築していくことが必要でございます。

8 ページ目です。まちづくりを通じた共助の取組みは、阪神・淡路大震災の被災地である神戸市で、福祉活動と防災活動を結合させた防災福祉コミュニティとして行われております。小学校区単位で組織された約190もの防災福祉コミュニティが防災活動計画の策定、防災訓練、ホームヘルプサービスなどの取組みを進めております。今

後、大都市では高齢化が急速に進む上、単独世帯、とりわけ高齢単独世帯が増加することを踏まえると、コミュニティの絆を強化し、防災活動、世代間の交流、高齢者の社会参画等を図ることが重要でございます。

9 ページですが、資金面でも人と人との新しい絆を結ぶ取組みが始まっており、今回の震災により甚大な被害を受けられた地場産業の事業者と、被災地の復興に役立ちたいという全国の多くの市民の心ある資金をつなぐファンドが注目を集めております。このような新しいファイナンスの手法について、被災地の復興を促進するために、積極的に検討する必要があります。

10 ページ目ですが、命と暮らしを守るという観点からは、人口や都市機能が拡散的に立地している都市構造ではなく、コミュニティの絆を強化し、必要な都市機能が公共交通でアクセスしやすいように、集約的に立地している都市構造が望ましいと考えております。一方で、地域の活性化、国際競争力の強化などを見ていると、産業機能の集約を戦略的に進めることも必要であり、そのためには広域的な地域で様々な都市が連携して、地域全体として自立的で魅力的な地域づくりを図ることが考えられます。地域連携の例として、東三河地域、遠州地域、南信州地域からなる三遠南信地域では、圏域を超えて、市町村、経済団体、大学など、様々な主体が連携して、地域連携ビジョンを共有し、都市圏が一体となった取組みが行われております。

次の 11 ページですが、また、西阿波観光圏では、市・町と観光関係者が連携し、観光資源のネットワーク化、商品づくり、情報発信、人材育成などを行う体制を構築していくことで、地域が一体となって観光振興に取り組んでおり、この地域における宿泊客数は、直近 3 年の間に約 1.6 万人増加しております。

最後の 12 ページですが、また、北海道の摩周湖では、地元自治体、住民、商店街、観光関係者、交通事業者等が連携して、「えこパスポート」の販売を行うなど、観光客の受入体制の充実、交通の利便性向上などによる地域振興を推進しております。

これまでの数例のポイントをまとめますと、今回の震災を教訓として、今後の高齢化、人口減少時代の地域づくり・まちづくりを展望しますと、1 つ目に、コミュニティレベルでの絆を深めること。2 つ目に、官民連携してコンパクトに機能を集約した都市が広域的に連携して、自立的で、魅力的な地域づくりを進めることがこれから必要となってくるのではないかとということで、国交省としては、このような取組みを積極的に支援していきたいと考えております。

(山口内閣府副大臣)

資料 7-1 をご覧ください。人口減少社会における地域づくり・まちづくりのモデルに関する検討について説明申し上げます。

国家戦略室において、人口減少に直面する中で地域活力の再生をいかに進めていくかという問題意識に立って、特に住・生活環境、健康福祉、人材育成、教育及び地域

における働く場づくりなどの観点から、30以上の有識者、関係者の方々へのヒアリングや実地調査等を行いました。個別の取組みの中に見られる特徴を抽出して整理することによって、人口減少社会における地域づくり・まちづくりに関して有益と思われる示唆を提言の形でとりまとめさせていただきました。

第1に、変化に柔軟に対応できるまちづくりが必要ということです。人口減少・高齢社会においては、まちの人口や世帯構成等が変化していきます。その変化に対応して住・生活環境も柔軟に変化していく必要があります。団地の空きスペースに保育所を設置したり、高齢者の戸建て住宅の賃貸を仲介する非営利法人等の活動が参考になります。

第2に、住民が減少し、高齢者が増加するまちでは住民同士の共助が必要であり、共助を生む空間づくりやシステムの設計が求められます。共助をはぐくむ共有スペースを設置し、住民相互の共同を行っているコレクティブハウスや、高齢者自らがまちづくりを行うリタイアメント・コミュニティなどが参考になります。

第3に、ハードの整備だけではなくて、住民が自らまちづくりに取り組んで自律的にコミュニティを維持していくプロセスが重要になります。住民が納得・合意した上で共助に積極的に参加することによって、持続的なエリア・マネジメントの実現が可能となります。市の健康づくり活動を通じて、住民の主体的なまちづくりへの萌芽が出てきた。新潟県見附市などが参考になります。

第4に、まちづくりを円滑に進めるために事業主体が重要です。コミュニティ・住民が主体として参加していくべきであって、その際中核となるコーディネーター人材等の確保・育成が不可欠です。実績のある人材をデータベース化し、一元的に提供することも求められます。産官学民が一体となってまちづくりを実践している千葉県柏市の豊四季台団地等が参考になります。

第5に、医療、介護、住居等を総合的に提供する地域包括ケアを先進的に実践している長岡市の例などにならない、トータル・サービス、ワンストップ化等を進めていく必要があります。住み慣れた地域で健康で生きがいのある生活を送っていくためには、縦割りでない地域や住民の目線に立ったサービスが提供されるべきです。

第6に、身の丈に合ったまちづくりです。人口減少社会では過剰投資は将来世代の負担につながり得ます。コンパクトシティに向け、将来を見据えたまちづくりを行い、既存施設も柔軟に転用することが有益です。例えば、造船業の後継者育成のため、専用施設ではなく既存工場の一画でコンパクトに実施を行っている因島のケースなどが参考になります。

こうしたポイントは人口減少率や高齢化率が全国平均を上回ると推計されている東北の被災地にも生かされるものと考えます。今回の事例分析から得られた教訓を念頭に置きつつ、現在及び将来の世代が真の豊かさを享受し続けることができるよう、今後の地域づくり、まちづくりを進めてはいかがかと考えております。

(玄葉国家戦略担当大臣)

それでは、これから自由討議に入りたいと思います。

(仙谷内閣官房副長官)

河野委員と清家委員に特にお伺いをしたいのですが、厚生労働省から出ております成長型長寿社会・地域再生についての中、1番のジョブ・カードの活用等による若者の安定的雇用の確保。これの3つ目の項目に「産業構造の変化に即応して成長分野の人材育成・就業に結びつけるため、民間教育民間教育訓練機関の創意工夫を活用した職業訓練の実施」と書いていただいています。つまり、これは厚生労働省が本気でこういうことを考えて実践するとすれば、今までの枠組みや制度、もう少し言えば雇用保険特会の雇用2事業については革命的な転換をしていただかないとできないだろうと思います。特に、民間教育訓練機関の創意工夫を活用した職業訓練というのは、自分たちがもう教育訓練機関としてはできないということを自白した話でありますから、それを前提にしたことをお考えいただかなければならないと思っています。ここまでお書きいただいたので、どうしたらこういうことができるのかというのを、両委員の蓄積された経験に基づく御提案があればいただきたいと思います。

(清家委員)

もともとここでの議論を進める大前提として、労働力が少なくなっていく中で必要な、人口が減っていく中で必要な労働投入を確保するためには方法は3つしかないわけでありまして、1つは人口を増やすこと。それは確かに少子化対策の中に含まれているわけです。2つ目は、少しでも労働力人口を増やすこと。それは高齢者や女性の就労を増やすということで、これもきちんと書いてある。そしてもう1つが、それでもまだ人口、労働力人口が減っても大丈夫なように、1人当たりの生産性を高めることです。それによって労働投入を確保する。そのための施策です。

厚生労働省が自前の職業能力開発を放棄したかどうかということについては聞いておりませんのでわかりませんが、能力開発は色々な形で充実していかなければいけないというのは間違いないと思います。そのときに、これは色々な考え方があるでしょうけれども、もちろん公的な職業訓練機関も大切だし、民間の職業訓練機関も大切だと思いますが、職業能力を育成する一番大切な場所はやはり職場だと思います。今までも多くの企業が企業内で人を育ててきたわけですし、恐らくこれからも、比率は少し変わってくるかもしれませんが、いずれにしても学校で基本的な能力を身につけた後、最終的にプロフェッショナルとして高度な仕事の能力を身につけていくのが職場です。そういう意味から言うと、私は公的なサポートの仕方として、例えばトライアル雇用制度等がありますが、とりあえず雇ってもらい、そこで訓練しても

らうことに対して支援を行う。それ以外でも、様々な形で企業が従業員に対して行う能力開発に対して、公的な支援を行うというのが一番有効だと思います。

その上で、今、申しましたのはいわゆるオン・ザ・ジョブ・トレーニングということになるわけですが、オン・ザ・ジョブ・トレーニングではない、よりフォーマルなオフ・ザ・ジョブ・トレーニングや訓練をどういうふうにするかということがここに関わる場所です。その際に私は民間の創意というもののかなりの部分は、今、言ったような企業内、あるいは仕事をしながらの訓練のところから得られるものであって、国が行っている公的職業訓練機関の仕事をそのまま民間の訓練機関等に代替させることで民間の創意を得るというイメージではないのではないかと考えています。

なお、その際にもう1つ大切なのは、ジョブ・カードとの関連で申しますと、訓練というのは訓練しただけでは意味がなく、訓練したことがその人の市場価値を高めて、就職の可能性を高めるであるとか、あるいは社会全体の視点からも生産性を高めて経済の高度化に貢献するということです。そういう意味でも、公的な訓練機関であれ、民間の教育訓練機関であれ、それが独立で何かを行って効果が上がるということではなくて、まさに働く場所、具体的に言えば産業界や個々の業界との連携の下で有効なシステムが出来上がってくるということではないかと考えています。

(河野委員)

敢えて本音を申し上げますと、従来の教育訓練機関というのは無駄遣いだったと思いますし、企業からしても、そこでやったことが役に立つということは、率直に言ってなかったと思います。もちろん、それはある意味で失業保険を受け取る期間に何らかの仕事を与えたということではありますけれども、ほとんどそういう人たちは職業訓練場を渡り歩いているということで、それが非常にスピードを上げて変わっていく企業の仕事のやり方というのに即座に役に立つということではなかった。これをどういうプロセスの下に、どう変えていくかということは色々必要だと思いますけれども、申し訳ないですけれども、役には立っていなかったと思っています。

そういう意味では、私は非常に気になっていたのですが、イギリスモデルのジョブ・カードが受け入れられれば良いと強く思っていますけれども、これはやはり企業が一体になって協力をしないと、要するに新卒で採用された人にはジョブ・カードは出ない。落ちた人に出るのがジョブ・カードというイメージになってしまうと意味がないです。

私の理解では、サッチャー首相のときの不況の時代に、イギリスで大工や建設業労働者について、例えば壁塗りの技能を5級から1級まで等級をつけてやって、全部賃金がそれに張り付いている。1級の人と5級の人とは技能の違いに応じて賃金も違う。そのことを企業側が受け入れて対応するように首相が主導し、そういうことを実際に実現させていく中で機能していったものだと思います。現在どれぐらい機能している

かというのは、ちょっとわかりませんが、ジョブ・カードが、就職できない若者、フリーター、主婦に渡されるものということだとうれしくないではないですか。

そういう意味では医療も国として、従来の壁を壊していこうという中で、国民総背番号制が検討されているが、それと本来はジョブ・カードが結び付くものであってもいいというくらいにジョブ・カードをやる。あのアルバイトもこのアルバイトもやっているから、時給 800 円ではなくて 1,000 円という程度のジョブ・カードの使われ方では、ちょっともったいないと思っております。

これは女性の就業率のM字カーブもそうですし、年齢に関わりなく働き続けることもそうですけれども、ある種のワークシェアリングであるとか、逆に日本は働く人が少なくなっているけれども、みんな大学の学歴を得て仕事を選びたいし、3Kの仕事はやりたくないとするミスマッチのまま、幾ら教育をしても企業が雇わない限りは諸々のことが成立しない。少子化問題でも出生率を 2.07 という人口置換水準には遠く及ばないけれども、1.5 とか 1.7 に持っていくためには、本当に在宅勤務でも高給を取ることが出来るような働き方のスタイルが広がっていかなければいけない。首を切るのをやめてくれたら補助金が出るというぐらいの形のものではなかなか難しい。もちろん、セーフティネットとして機能するような法律なりルールなりは整備していかなければならないが、それは単に弱者救済という観点からだけではなく、グローバルな競争に勝ち残っていくための労働の質の向上、加えて働く人の生きがいの追求に結び付くようなものでなければならぬと思います。これからの労働市場においては、労働と賃金が同一価値労働・同一賃金というように回っていく仕掛けと変えていこうという志が組み合わさっていないとうまくいかないと思います。

(長谷川委員)

本日のテーマであります成長型長寿社会と地域再生戦略について意見を申し上げる前に一言だけ、テーマは違いますが電力のことで申し上げさせていただきたいと思います。

本日、原発再稼働に関する政府統一見解が発表されましたが、現段階では稼働中のすべての原発が定期点検に入る来年 4 月以降の電力供給に関して、見通しは明らかにされておりません。前々回の 6 月 7 日の本会議でも申し上げましたように、来年度以降の電力供給の見通しがなければ、直近の成長戦略を議論するベースが失われますし、ましてや先ほども出ておりました、BCPも机上の空論になりかねないわけですから、そのところを政府は明確に示していただかないと、我々としては絵の描きようがありません。

この問題の深刻さについては私自身が既に 6 月 7 日に指摘をしておきまして、国際的な信用を得られ、かつ地元住民の納得も得られるような第三者機関によって安全性を担保することにより、地方自治体長や住民の納得を得やすい形を整える責務が国に

あるのではないのかという提案もさせていただきました。残念ながら現実の対応はちぐはぐになっていると申し上げざるを得ません。何度も申し上げますけれども、この部分をまずはっきりしていただかないと成長戦略の根幹が崩れますので、政府としてきっちと声明を出していただきたい。

その次が人口問題であります。1955年から2005年にかけて9,000万人から1億2,700万人に増えたのが、50年をかけて同じように減ることが予想されています。人口が減少しつづけることを前提として物事を考えるのか、あるいは、例えば1億人だとか、1億1,000万人で何とか減少を止めるということを政策の根幹として考えるのか、この議論がないままに、人口減少を与件として考えること自体が本当によいのかどうかという疑問があります。

それというのは、世界の人口は今年70億人を超えますが、国連の最新の統計では、2080年に100億人に達しますが、世界の人口が増え続ける一方で、日本だけがこれだけ急激に人口が減っていく状況で、経済成長の実現と持続的な社会保障の双方が本当に成り立つのかどうかを政府は直近の問題と同時に、国家30年、50年の大計の中で考える責任があるのではないかと思うからです。そこのところがどうもはっきりしないことが、問題の論点をぼかしてしまっているのではないかと思います。

社会保障については、社会保障・税の一体改革の成案をお作りいただきましたが、先ほど山口副大臣の話にもありましたように、2050年には65歳以上が人口の約40%に達します。ということは、現役世代1.3人当たり1人の高齢者を支えるという構図になります。年金は、恐らく消費税率の増加によって年金の原資を賄うことをおやりになるのですが、医療・介護について、例えば医療については、今、民間健保は高齢者のためにどんどん拠出が増やされてパンク寸前になっており、国保に移行せざるを得なくなると国が面倒を見なければいけないという構図が色々露呈しているにもかかわらず、議論の前提が明確になっていない段階で意見を述べろと言われても、極めて難しい。

更には今の出生率1.25を2.07に上げるのは難しいにしても、出生率を上げるための努力をするとともに、外国人の頭脳労働者、高度技能労働者等をまず受け入れていくべきであると考えます。法務省は、積極的に2011年度中にポイント制を実施することを打ち出されたと聞いておりますが、そのポイント制も収入制限があるために、周辺国におられる低収入ではあるが優秀な若者を入れるような形になっておりません。バリアが高過ぎます。だから、本気でそういうことをおやりになる気があるのかをもう一度よく考えて、その上で案をつくり上げて、再度、検討していただきたい。

最後に医療イノベーションについてでありますけれども、御説明のありました創薬支援機構について趣旨は賛同いたしますが、アカデミアが有望と考えるシーズを一方的に企業に押し付けるのではなくて、市場を熟知する企業とアカデミアが協力して日本発の新薬を創出していく仕組みをつくっていただきたい。これは医療イノベーショ

ン会議が発足しましたときに私も参考人として呼ばれて同じことを申し上げました。

日本ではベンチャービジネスが育たない、バイオベンチャーが育たないということを言われて久しいわけでありますけれども、アカデミアサイドとビジネスサイドがシーズ、ターゲット等を新薬に仕立て上げていくためのブリッジングやマッチングをきちっと日本で行っていくとことが、バイオベンチャーの不足を補う大きな1つの方向ではないかと思います。是非その実現を具体的にお考えいただきたいと思います。

もう1つは、医療に限りませんけれども、国の研究開発投資は各省庁に分断されており、極めて非効率です。当初の民主党の案では、総合科学技術会議は科学技術イノベーション戦略本部として刷新されるはずでありましたが、議論の進展が全く見られておりません。せめて医療分野において医療イノベーション推進室が司令塔として各省の研究予算の使途に指導権を発揮するような体制を是非つくっていただきたいと思っています。

個別論になりますけれども、対面診療しか認めていない医師法20条でありますとか、医療機器に対して極めて規制的であります薬事法がありますが、薬事法上安全性が証明されたものしか人体に使用できないというのが医療機器の今のルールであります。これはもうまさに鶏が先か卵が先か、という話でありますけれども、実際の人を使った臨床試験を医療機器ではするなということに等しいわけであります。結局、これも去年の会議のときにも言われましたように、テルモさんは人工心臓をアメリカやヨーロッパで一生懸命普及に努められた結果、ようやくそれが結果として日本にも認められることになったという事実が示すように、技術革新、あるいは技術で生きる日本、医療イノベーションと言いながら、結果としては、恥ずべき逆の事態を生じさせています。このテーマについて、もう何度も議論をしておりますが、それが現実的な解決に結びついていないことについて極めて遺憾に思います。また、現在、予備交渉が開始されましたEUとのEPA締結交渉でもこのことがテーマになっております。

失礼を顧みず申し上げますれば、本日述べました課題に対して、真剣に解決をしていただく努力を政府に見せていただかない限り、我々を幾ら呼んで、何度話をしても時間の無駄であると申し上げざるを得ません。

(玄葉国家戦略担当大臣)

成長戦略の前提である電力不足の話は、官房長官からお話をさせていただくのがいいのかもしれませんが、私も今日から関係の大臣の中に入らせていただいて、恐らくそう遠くないうちに総理がメッセージとして出されると思います。つまり、供給の問題とコスト増をどうやって避けるかという話です。当面、仮に再稼働がなされなかったと仮定した場合の話をしっかり当然やらなければいけないと思っています。戦略室はきちっと検討しておりますので、心配のないようにしたいと思います。

(古賀委員)

少し抽象的になりますけれども、御意見を申し上げたいと思います。

まず第1点は、ディーセント・ワークということはどう考えるかということだと思います。やはりこのディーセント・ワークをまさに雇用の柱に置いて労働市場をきちっと秩序あるものにしていくということを改めて我々は心しなければならぬのではないかと思います。加えて、就業支援については、例えば若者には若者の、あるいは中高齢者には中高齢者の全世代対応型のきめ細かな支援というのが極めて重要だということも改めて申し上げておきたいと思います。

そして、産業構造がこれだけ変化するわけですから、当然のことながら労働力の移動というのはあってしかるべきだし、そのあってしかるべきものに対してそれらのきちとした施策や仕組みをつくることも重要なことだと思いますけれども、日本の強みである長期安定した雇用慣行の良さまでをも潰す必要はないということをあえて申し上げておきたいと思います。

2つ目は、より具体的な数値目標を意識した戦略、あるいは政策の立案・推進が必要不可欠だろうと思います。私が言うまでもございません。様々なところで、様々な数字が出ております。したがって、これらの数値目標の検証、再設定などを行って、なお一層の戦略の精緻化や、あるいは政策の具体化を図り実践していくということを常に心がけなければならないと思います。

3つ目が、様々な取組みの結果もたらされる負の側面についても十分な対策と配慮が必要であるということです。産業分野が既存であるか、新規であるかを問わず規制を見直していくとか、あるいは知的財産戦略や人材育成をどう支援していくとか、民間の活力を引き出して競争力を高めて、そして産業の持続性維持、あるいは発展に進むことのできる仕組みや体制づくりに努める。このことは当然のことだと思います。併せて、これら様々な取組みの結果もたらされる負の側面について十分な対策、配慮が必要だということを申し上げておきたいと思います。

最後に、仙谷副長官から教育訓練の問題について先ほど提起がございました。我々も相当長い間、様々な観点から議論をしてきました。そういう意味では、私は、公的職業訓練をすべて廃止するということがいいのかどうかというのは疑問があるところでございます。また是非、色々な機会でそれらのことについても意見交換をさせていただければありがたいということを申し上げ、私の意見にかえさせていただきたいと思います。

(玄葉国家戦略担当大臣)

それでは、海江田大臣から資料4の説明をしていただけますか。

(海江田経済産業大臣)

それでは、資料４、横長の紙でございます。経済産業省では、伊藤元重委員を部会長とする産業構造審議会基本政策部会において長寿社会における成長戦略の在り方を検討し、先日、中間とりまとめをさせていただいたところでございますので、本日はそのエッセンスでございます。

まず、１ページ目でございますけれども、長寿社会の潜在成長力を示しております。

１．の左の図は高齢者が10年間で10歳若返っていることを示しています。現在の高齢者はこれまで以上に元気に働いて消費を行う可能性が高くなっているということでございます。中央の図でございますが、高齢者市場のイメージでございます。これまでは虚弱な高齢者を対象とする医療・介護や、裕福な高齢者に注目が集まりがちでしたけれども、全体の約８割を占める普通の高齢者向けの市場はいまだ開拓されておられません。また、右の図は、世界の高齢者市場の拡大予測です。先進国に加え、中国など新興国も急速に高齢化が進むため、世界の高齢者市場は10倍以上に拡大する見込みであります。このように、高齢者市場は国内、海外ともに拡大が見込まれます。

２．では、高齢者消費の伸びを試算いたしました。高齢者の就労等が促進され、高齢世帯の消費水準が現在より10歳程度若返ると仮定すると、高齢者消費は2020年に17兆円程度追加的に拡大する見込みでございます。これにより国内全体の消費も自然体で2015年ごろにピークを迎えるのに対して、高齢者消費の拡大に支えられ、2020年まで安定的に拡大することが見込まれます。

２ページ目の「成長戦略の具体的な施策例」では、こうした長寿社会の潜在成長力を発揮するため必要な施策アイデアを紹介いたします。

第１に高齢者の就労促進がやはり重要です。意欲や能力がある高齢者に雇用を提供するため、教育現場における企業OB人材の活用や、保育分野における育児経験者の活用を促進することが考えられます。

第２に高齢者の消費活性化が重要です。例えば、高齢者向け携帯電話らくらくホンは大ヒットしております。高齢者のニーズに合致した商品やサービスの開発を促進すれば、新しい産業を創出することが可能になります。このため、①高齢者にやさしい自動車の普及促進、②高齢者の多様なニーズに応える医療生活産業の創出、③生活支援ロボットや福祉機器の実用化支援が必要です。また、高齢者は国内の実物金融資産の半分以上を保有しています。こうした豊富な資産の活用を促進し、高齢者の消費力を高めるため、リバースモーゲージ制度や、マイホーム借り上げ制度の利用を促進することが考えられます。

政府として、こうした施策により長寿社会の潜在成長力を開拓することで、少子高齢化の中で安定した経済成長が実現することを示していくことが重要でございます。

(小宮山委員)

私も大分長く国のこうした委員会に関係してきて、今、思っておりますのは、１つ

責任を感じるのと本当にどうしたら動くのだということを考えております。

一言で言うと、今回の東北の大震災を日本としてどういうふうにするのか。最悪はリスボンであったような、ポルトガルが大震災の後、二度と立ち上がれなかったということですが、私は東北を日本の飛躍のきっかけにすることを明確にしたかどうかと思います。幸いにして総合特区法案ができました。あれは画期的な法律だと思いますけれども、被災地ではこれにもう一息緩和したものをやらないといけない。先ほどの医療の問題でも、これもずっと言ってきていますが、治験が遅いとか、日本のベンチャーはみんなアメリカへ行って実験してしまうということを言ってきています。もう20年ぐらい同じことを言い続けていてできないことは、もう一回言ってみても多分できない。

では、どうやってやるかという、私は東北にチャンスが来たと思います。ですから、もちろん技術イノベーションは重要で、再生医療であるとか、人工心臓のバイパスも重要ですけれども、それだけではないです。また、医療は非常に高度、分化して、専門医はあちこちにいます。ところが、一般医と言われる人は、医療が分化してしまっているため、余り先端のことはわからないので、高度医療を開発するだけでは無理です。

だから、もちろん高度医療は重要ですが、もう1つ重要なのは、一般のお医者さんが地域にいて、私立の病院のような専門医がいるところがあり、東北大学医学部のようなトップの高度専門医がいるところがあり、それらがうまく連携するというシステムです。それをつくっていくという患者から見た医療システムという問題と、高度医療をつくっていくという両方が必要です。バイオバンク等は、そういう意味で言うと、間をつなぐような可能性のあるものなので、これはいいと思います。これを東北でやりましょう。

私は、宮城の復興会議をお手伝いさせていただいており、そこでは3つ出しました。1つ目は、最先端エコロジー産業。これは前々回のここでの議論と関係するエネルギー、資源といった話。2つ目は、未来型地域健康医療産業。これは東北大学の先生たちともお話しして、やろうというものです。3つ目は、総合型の林業。日本で林業を復活しようという話です。

2番目の未来型地域健康医療産業については、よく見てみると、厚生労働省がお書きになっている絵も仙谷副長官が御説明になった絵にも書いてはいるけれども、具体的にどうやってやるのかというところがないと、むなしいという状況にあると思います。私は東北をチャンスに、今、やるべきことは復興総合特区とでも言うべく規制緩和してやることだと思います。

それから、東北では復旧がもちろん最優先だけれども、全部復旧してしまったら、今までのところと同じになってしまいますから、復旧のときに、どうやって復興の仕掛けを入れていくかということで、できることをやろう。

1つは、ブロードバンド。まさにバイオバンクにしても、中核病院と私立病院と町のお医者さんをつなぐことも、ベースとなるのはブロードバンドです。それがあって、そこに色々なものを乗せるということ。是非、東北の各県すべて光で結ぶ。無線でいいとかいろいろな話がありますけれども、光で一戸一戸全部結んで、その上に色々なものを乗せていくという考え方が必要だろうと思います。

(岡村委員)

地域のまちづくりについてご提言申し上げたいと思います。今、商店街のシャッター通りに代表されるように地域の疲弊が加速しておりますが、これを解決するためには、住民と事業者、地権者等の関係者が一体となって、歩いて暮らせるまちづくりに取り組むことが必要であると思います。

その促進に向けて、3点ご提案申し上げたいと思います。

まず第1点は、土地流動化の促進によって、計画的なまちづくりをするということでございます。中心市街地の衰退要因の1つは、地権者が土地を不使用のまま放置するため土地利用が図られていないということであり、この解決には、土地の所有と利用を分離させることが重要であると思います。このためには、定期借地権活用等の手法を普及させるとともに、税制等でのインセンティブの付与が必要であると思います。また、開発許可や建築確認が都市の全体計画を示す、いわゆる市町村のマスタープランがございしますが、これと無関係に行われているケースも見られており、この整合も是非図っていただきたいと思います。

第2点は、まちづくりを推進する人材の確保と育成でございます。住民事業者、地権者が一体となって進める町並み形成への取組みのためには、コーディネーター的な役割を担う人材が数多く求められます。こうした人材には、市街地再開発などの専門的な知識やノウハウも必要でありまして、その養成派遣システムが求められます。

第3点は、地域活性化に資するのはインフラ整備でございます。これまで何度か申し上げてまいりましたが、地域活性化の特に観光振興の面では、インフラの整備が大変重要であるということで、改めて強調したいと思います。

今、申し上げました地域のまちづくりの問題につきましては、3つ例を挙げさせていただきます。非常に小さい町では、北海道の富良野が中心市街地の病院の跡地を利用して、そこを特産物の集積地にし、結果、周辺のまちづくりに成功しております。

それから、滋賀県の長浜でございますけれども、これも民間のまちづくり会社が設立されまして、観光資源を有効に使って、先ほど申し上げた土地の所有と利用の分離を見事に行ない、中心市街地に魅力ある店舗を配置し、再開発に成功しております。

やや大きいところでは、富山のライトレールトレインの活用がございします。非常に小さいコミュニティを鉄道やバスの公共交通による線でつなぐという形で見事に都市の活性化を生み出しております。こうした例をきちんと整理しながら、地域活性化を

図っていくべきだろうと思います。

(伊藤委員)

資料1がわかりやすいので、このメモで2点だけお話させていただきたいと思います。

1つは、労働の問題ですけれども、ここに書いてある1つ1つの政策について、私はもちろん賛成ですが、我々の世界でよく使う言葉に合成の誤謬という言葉がございます。1つ1つ新しいことをやっても、全体のバランスが悪いと、結果が非常に悪くなってしまう。

例えば、先ほど古賀委員が仰ったように、細かく色々なセグメントの雇用に対してきめ細やかにやっていくことは非常に重要ですが、1つの単純な例で、例えば大学の雇用で今の人の65歳までの雇用を確保する。場合によっては、もう少し高齢まで雇用を確保するというのをやって、更に非正規雇用の在り方を検討して、これまで非常勤講師で非常に厳しい人たちを常勤の講師をしたら何が起きるかという、明らかに若手の雇用はほとんど駄目になってしまうということだと思います。ですから、ミクロで個別のことをやっても、逆にそれをやればやるほど、多分しわ寄せがくるのが若い人で、これは別に日本に限らず、欧州を見てもわかると思いますけれども、どの国も圧倒的に若年層の就業率が非常に高いわけです。ですから、そこのところを何か息吹を入れないと、この雇用の問題はやった結果、かえってグロテスクな形になる可能性もある。

ここら辺は、まさに成長戦力の重要な柱で、新しい産業が育ったり、新しい発想のところに新しい雇用機会が出てきたりする、あるいは特に高齢者に関して見ると、これまでの従来の働き方とは違った第2の働き方が出てくるということが今まで議論したところだと思います。ですので、ミクロとマクロのバランスに違和感を持ったというのが最初のところのコメントです。

2つ目の医療について、これは先ほど長谷川委員が仰ったことに尽きるだろうと思いますけれども、ここに書いてあることは、それぞれ1つ1つ特に問題はないですが、非常にきれいなことが書いてあります。ところが、本当に重要なのは、その裏側に隠れている70%、80%、このイノベーションを阻害している旧来の制度だろうと思います。

例えば革新的な新薬を開発するために、色々なリソースを入れることは結構ですが、結局医薬品を開発するのはメーカーであり、あるいはそれを使う患者であり、しかもそれが全部政府の補助金でいくわけがないですから、ちゃんとリターンで回らなくてはならない。そうすると、薬価の在り方が非常に大きな問題になってきます。

あるいはITを活用して、新サービスの開発をするというのは、そういう会社ができていいと思いますけれども、やはりITを活用し、電子レセプトとか電子カルテを

しっかり使い切るためには、与謝野大臣のところでやった社会保障番号をしっかり使う。しかも、どう利用していくかというために、今、アメリカでは少なくとも電子レセプトや電子カルテの情報は、個人情報を経た上で専門家が自由に使わせてもらって、色々な可能性ができるわけですが、日本ではそれができないわけです。

ですから、そういう意味でこの医療のところは、本当に医療にイノベーションを付けて、これが非常に好ましい形になるためには、やはりどういう制度改革をするか。小宮山委員は過去に何度もやってうまくいかなかったら、またうまくいかないに違いないと仰いましたけれども、しかし、それをやらない限りは、幾らこういう新しい試みをやっても、結局空回りしてしまうのではないかと。

そういう意味では、社会保障と税の改革ではそういう議論をしたと思いますから、そういう話も是非うまく入れていただいて、全体で回るようにしていただきたいと思っています。

(清家委員)

私も資料1について少しコメントさせていただきたいと思います。

先ほども仙谷副長官の御質問にお答えするときに申しましたけれども、私はこの人口減少下で経済活力を維持するためには、奇策というのはなくて、着実に、わかっていることをやっていくことだと思います。

1つは、やはり出生率を回復させるということで、これは小宮山副大臣などの御努力もあったと思いますけれども、御承知のとおり日本の出生率はボトムのときの1.26から、かなり回復して、1.39ぐらいまでできておりますので、この流れを更に確実にしていくということが大切だと思います。

それから、労働力人口を増やすことももちろん大切でありまして、女性、高齢者の就労率、特に高齢者の就労率は高年齢者雇用安定法が改正されてから、これも統計的に見てかなり有意に高くなってきておりますので、そのトレンドを維持すべきだと思います。

先ほど伊藤委員から、若年労働と高齢者労働のトレードオフの話がありましたけれども、一定の条件の下では、伊藤委員の言われるとおりですが、実は高齢者の就労と若い人の就労がバッティングする最大の要因は、年功的な処遇や賃金のためなのです。つまり、高齢者に対して年功的な賃金を払う、あるいは年功的な処遇をすると、若い人の邪魔をすることになるので、むしろ年功的な賃金や処遇体系を抜本的に見直す。これは労働組合と企業の間で色々な議論があると思いますが、それによって、問題はかなり解消され得ると思います。

もう1つ、若者と高齢者のトレードオフの問題に着目して、実はこれも有名な事例ですけれども、ヨーロッパでは1970年代の後半から90年代の初めに、若年失業を解消させるために高齢者の引退を強力に進めわけです。年金支給開始年齢を引き下げたり、

障害年金などを非常に柔軟に給付したりしたのですが、その結果何が起きたかという  
と、高齢者の労働力率はたしかに極端に下がったわけです。けれども、若者の失業率  
は余り変わらなかった。もちろん色々な見方はありますけれども、未熟練の若年労働  
者と熟練度の高い高齢労働者の間の代替はそんなに大きくなかったということであり  
まして、その辺も少し注意する必要があると思います。

その上で2点申し上げたいのですけれども、1つはまだまだ社会保障制度が就労を  
抑制する形になっている部分があると思います。例えば、女性が働くか働かないかとい  
う選択をするというのは、これはもちろん個人やそれぞれの家計の選択ですけれど  
も、年金における3号被保険者の問題などは、その選択にゆがみを与えている可能性  
がある。それから、高齢者が年金の受給権を得てから働き続けようとする、働いた  
量に応じて年金が減額されてしまうという制度があり、就労意欲を減退させてしま  
います。その意味では、実は今、社会保障と税の一体改革の中で検討されることにな  
っている年金の支給開始年齢の引上げなどは、その問題を解決するいい方法でもあ  
ると思います。そういう形で就労人口を増やしていくということが必要だと思います。

もう1つ、私は古賀委員が言われたディーセント・ワークの考え方について支持し  
たいと思います。つまり、成長戦略と言いますが、成長そのものが目的ではな  
くて、成長の果実をもっていかに我々の生活をディーセントにするかということが目  
的なわけですから、古賀委員の言われたことはほとんど定義的に正しいと思います。  
その点で申し上げたいのは、社会保障制度が非正規雇用を助長している部分があるわ  
けです。例えば、社会保険の適用が非正規労働者であると適用されないということが  
ある。最近少しずつ改善されておりますけれども、これも一体改革の中で言われてい  
ますが、厚生年金の適用範囲等がパートタイムについては、非常に範囲が狭い。これ  
は、言わば国の制度が雇い主に対して、非正規雇用的な雇い方をするとお得ですよ、  
と勧めているわけで、そこは少なくとも中立的にしていかなければならない。

外国人労働力に関しては、特に高度な能力のある人材については、既に制度的には  
相当自由に入れるようになっているわけですが、もっと日本に入ってきてもら  
えるように努力する必要があると思いますし、ポイント制なども更に工夫する必要が  
あると思います。そのとき、1つ大切な条件は、そのことによって日本の中に労働市  
場の二重構造をつくらないようにするということです。当たり前ですが、外国  
人労働者を増やすという際には、必ず労働ルールや社会保険等の無差別な適用を行う  
ということが不可欠だと思います。そこでも非正規雇用の場合と同じように、雇用保  
険制度や社会保障制度といった国の制度において、外国人労働者を雇うとお得ですよ、  
ということにならないように、しっかりとすることが必要だと思います。

(河野委員)

今、清家委員が仰ったことに、私はほとんど同意見でございます。

それとは別に、先ほどから御指摘があったように、色々な美しい絵というか、これからの進むべき方向がありますけれども、本当に実現していくためにはここに今後、数字を付けていただきたい。スクラップ・アンド・ビルドというのかサンセットルールと言うのでしょうか、これを全部やって、何をやめて原資をつくるのかということがわからないと、成功した事例もよくわからないということになって、結局、財政赤字だけが膨らんでいくというのは是非やめにして頂きたい。そう願いたいということです。

(玄葉国家戦略担当大臣)

それでは、時間がまいりましたので、本日の議論はこのぐらいにしたいと思います。

仰るように、労働力のマクロとミクロの政策のバランスの問題があります。また、前提となる人口政策について、統計上は人口推計ほど正しい統計はないと言われていくぐらいですけれども、ただ、清家委員に仰っていただいたように、出生率は民主党政権になってからも徐々に上昇しておりますので、大体その辺りの目標も含めて前提をしっかりと置きながら、確かに議論することが必要だと改めて感じました。

特に地方の話は、さはさりながら農村人口は減少していくことは間違いありません。現実的にコンパクトシティの話も当たり前のよう出ておりましたけれども、実は言うだけで実行していません。今回、小宮山委員からお話が出ましたが、復興特区はかなりワンストップ、フルセット、オーダーメイドでやりますので、そこから突破するというのが、1つなのだろうと思います。

本日、御議論をいただいたことを踏まえて、整理したいと思います。

それでは、総理から御挨拶いただきたいと思います。

(菅内閣総理大臣)

この新成長戦略実現会議では、前々回は革新的エネルギー・環境戦略、前回は空洞化・海外市場開拓戦略、今日は、成長型長寿社会・地域再生戦略と、それぞれ日本の将来に向かっての極めて重要な課題の御議論をいただいております。

今日の議論は、この長寿化、人口減少というものをどのようにある意味で前向きにとらえて対応していくのか。これは、これからの世界のいいモデルをつくり切れるか、それともそれに失敗するかという大変重要な課題だと思っております。

そういった中で、大変前向きな議論をいただいておりますが、小宮山委員からも震災復興というもののの中で、思い切った特区などを活用して、この分野でも新しいモデルをつくっていく、そういった提案もいただきました。是非ともこの大震災という大変な危機を、ある意味色々な問題を超えていく、逆の意味のばねにしていくという、そういうことも十分あり得ることでもありますので、そういった点からも皆様方の一層の御検討、御提案をこれからお願い申し上げたいと思います。

今日は、どうもありがとうございました。

(玄葉国家戦略担当大臣)

それでは、これで11回の会合を終了させていただきたいと思います。本日もありがとうございました。